

第 2 回 株券電子化小委員会 議事要旨

日 時 平成 17 年 7 月 5 日（火曜） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 40 分

場 所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 6 番 1 号
日経茅場町別館 1 階 当社会議室

議 題 1．振替株式分科会における検討状況について
2．データセンター分科会における検討状況について
3．振替新株予約権付社債分科会における検討状況について
4．移行分科会における検討状況について

議 事 内 容

冒頭、事務局から、第 1 回株券電子化小委員会以降における各分科会における検討状況の概略について、資料 1 に基づいて説明が行われた。

概要は以下のとおり。

4 月 26 日の第 1 回株券電子化小委員会以降、5 月 13 日を期限として委員各社から意見を受け、その後、分科会において、委員各社からの意見を踏まえて具体的な検討を進めているところである。分科会の構成は、振替制度の基本的な枠組みと株式等の振替制度を検討する「振替株式分科会」、情報の標準化・名寄せ等を検討する「データセンター分科会」、新株予約権付社債等の振替制度を検討する「振替新株予約権付社債分科会」、保管振替制度から新振替制度への移行を検討する「移行分科会」である。（事務局）

各分科会における検討の進捗状況を大まかに説明すると、検討項目の洗出しや、方向性についての議論が基本的に終わった段階にある。（事務局）

議題 1．振替株式分科会における検討状況について

事務局から議題について資料 2（資料 2 - 1 から資料 2 - 6 まで）に基づいて報告が行われ、質疑応答が行われた。質疑の概要は以下のとおり。

質権株式に係る検討に際しては、誰の質に入っているかだけでなく、質に入

っているかどうかという点についても発行者から識別できないものとするよう留意が必要である。(オブザーバー)

分科会における検討においても十分留意して進めることとしたい。その点については、今後、匿名性という観点から検討を進める予定である。(事務局)

議題2．データセンター分科会における検討状況について

事務局から議題について資料3(資料3-1から資料3-6まで)に基づいて報告が行われ、質疑応答が行われた。質疑の概要は以下のとおり。

現在、発行会社又は名義書換代理人が持っている名寄せ結果の情報をフィードバックするような形で、制度の導入直後における名寄せの精度の確保に利用することを想定しているのか。(オブザーバー)

指摘の点は、名寄せの精度をどのように維持するかという論点で取り扱うことを予定している。(事務局)

議題3．振替新株予約権付社債分科会における検討状況について

事務局から議題について資料4(資料4-1から資料4-9まで)に基づいて報告が行われた。報告後の質疑応答において委員から意見の提示はなかった。

議題4．移行分科会における検討状況について

事務局から議題について資料5(資料5-1から資料5-5まで)に基づいて報告が行われ、質疑応答が行われた。質疑の概要は以下のとおり。

株主の属性別に預託促進を図るという点に関連して、証券決済制度改革推進センターが夏にアンケートを実施するとの説明があったが、具体的にはどのような内容となるか。(証券会社)

銀行協会を通じて各金融機関に対して行うアンケートでは、現在、債務者から担保として受け入れている株式のボリュームや、保管振替制度に事前に預託する場合の時期といった内容になる見込みである。また、事業会社向けにも、日本経団連を通じて株券の所持の状況等について実態調査を行い、それぞれ8月または9月頃に結果が公表されると聞いている。(事務局)

議題に関する報告後の意見交換において、次の発言があった。

政省令については、秋頃を目途に条文の形に仕上げていくことを想定しており、夏前には原案を作成していきたい。もっとも、会社法の国会審議が遅れたことなどもあって、日程はやや流動的である。端株の取扱い、端数処理の問題、情報提供請求の問題など、いくつか解決しなければならない点もあるので、協力をお願いしたい。(オブザーバー)

政省令の中身については、実務のコンピュータシステムをどのように組み上げていくか、どのようにすれば能率的かというところを提示していただき、それを活用していこうと考えているので、各分科会における提案をお願いしたい。今後も相互に連絡を取り合いながら進めていきたい。(オブザーバー)

検討のタイミングとしては少し先の時期でも良いと思っているが、特に証券会社の実務に大きな影響を与えるものとして、上場投信の問題がある。現在、証券会社では上場投信を株式と全く同じ仕組みで取り扱っているが、振替株式について自己と顧客を区分口座で分けるとの議論が行われている。振替株式への移行時期はまだ決まっていないが、上場投信の振替制度への移行期限の2008年1月の時点で、仮に振替株式への移行時期と1年ずれても無駄のないような対応が必要になる。上場投信については、保振の中で言えば投信小委員会で検討されているが、決済の実務を前提にすると、どこかのタイミングで株券電子化小委員会においてあわせて議論していく必要があるのではないか。(証券会社)

指摘の点については、投信の担当者とも相談の上で、対応を検討したい。(事務局)

以 上